

ふじのくにバーチャルパワープラント構築協議会設置要綱

(設置目的)

第1条 静岡県において、エネルギーの地産地消に寄与する、再生可能エネルギーを活用した新たな電力需給調整システム(ふじのくにバーチャルパワープラント)の構築を図るため、「ふじのくにバーチャルパワープラント構築協議会」(以下、「協議会」という。)を設置する。

(所掌業務)

第2条 協議会が所掌する業務は、以下の事項とする。

- (1) ふじのくにバーチャルパワープラントの運営体制等の検討
- (2) ふじのくにバーチャルパワープラントの事業性評価
- (3) ふじのくにバーチャルパワープラントの普及に関する情報提供
- (4) その他、ふじのくにバーチャルパワープラントの構築に必要な事項

(組織)

第3条 協議会は、別表に掲げる者をもって組織する。

- 2 協議会に、会長を置く。
- 3 会長は、静岡県経済産業部産業革新局長をもって充てる。

(会議)

第4条 協議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

- 2 別表に掲げる有識者及び法人等が指名する者は前項の会議に出席するものとする。
- 3 会長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見等を聴くことができる。

(事務局)

第5条 事務局を、静岡県経済産業部産業革新局エネルギー政策課に置き、協議会の庶務を担当する。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年9月14日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年11月9日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年9月20日から施行する。

(別表)

< 有識者 >

浅野 浩志 (一般財団法人電力中央研究所 研究アドバイザー
東京工業大学科学技術創成研究院ゼロカーボンエネルギー研究所 特任教授
国立大学法人東海国立大学機構岐阜大学高等研究院地方創生エネルギーシステム研究センター 特任教授)
河本 映 (国立大学法人静岡大学 学術院工学領域 准教授)

< 事業者等 >

(事業者)

静岡ガス株式会社、鈴与商事株式会社、サーラエナジー株式会社、
株式会社TOKAIホールディングス、中部電力株式会社、
東京電力パワーグリッド株式会社、日本電気株式会社

(関係団体)

一般社団法人静岡県環境資源協会
一般社団法人静岡県電業協会

< 行政 >

静岡県、静岡市、浜松市、沼津市、富士宮市、伊東市、島田市、富士市、磐田市、
焼津市、掛川市、藤枝市、御殿場市、袋井市、裾野市、伊豆市、御前崎市、菊川市、
伊豆の国市、牧之原市、東伊豆町、河津町、南伊豆町、函南町、長泉町、小山町、
川根本町

< オブザーバー >

経済産業省中部経済産業局、環境省関東地方環境事務所、
株式会社ジェイアール東日本企画